

**G 8 外相会合 議長声明**  
**<北朝鮮部分（仮訳）>**

平成 25 年 4 月 11 日

G 8 外相は、ウラン濃縮活動を含む、北朝鮮による核兵器及び弾道ミサイル計画の継続的な進展を最も強い言葉で非難した。これは、国連安保理決議第 1718 号、第 1874 号、第 2087 号、及び第 2094 号の直接的な違反である。

外相は、2006 年以來三度目である 2013 年 2 月 12 日の北朝鮮による核実験及び、2012 年 4 月 13 日及び 2012 年 12 月 12 日の弾道ミサイル技術を用いた発射は、地域の安定を著しく損ない、朝鮮半島における恒久的な平和に向けた見通しを妨げ、国際の平和と安全を脅かすことに留意した。外相は、北朝鮮による核実験に対して、2013 年 3 月 7 日に全会一致で採択された安保理決議第 2094 号を歓迎し、国際社会による決議の完全な履行の重要性を強調した。外相は、現在の制裁レジームを強化し、北朝鮮による更なる発射又は核実験の際には、更なる重要な措置をとるという同決議におけるコミットメントを支持した。また、外相は、寧辺核施設を再開すると北朝鮮の発表について、懸念を表明した。

外相は、平和的な手段を用いた朝鮮半島の恒久的な平和と検証可能な非核化という目標へのコミットメントを確認した。外相は、北朝鮮による今般の攻撃的な発言を非難し、これは北朝鮮を更に孤立させることにしかならないことを確認した。外相は、北朝鮮に対し、非核化に関する信頼性のある真正な多国間協議に参加し、すべての関連安保理決議の下での義務及び 2005 年 9 月 19 日の六者会合共同声明の下でのコミットメントを遵守し、すべての核兵器及び既存の核及び弾道ミサイル計画を完全な、検証可能な、かつ不可逆的な方法で放棄し、更なる挑発的行為を控えるよう要請した。

外相は、北朝鮮における組織的かつ広範な人権侵害についての懸念を表明し、南北関係の改善の重要性を強調し、拉致や離散家族の再会を含めた人道的問題に取り組む必要性を強調した。外相は、北朝鮮はこれらの問題に取り組み、関連するすべての国連メカニズムに全面的に協力しなければならないことを強調した。